

総合規則Ver.2.2_主要改定点一覧

No.	ASIAGAPVer.2.2	旧版（2017改定1版）	改定の趣旨
1	総合規則の版番号 ASIAGAP総合規則 Ver.2.2	総合規則の版番号 ASIAGAP総合規則 2017改定第1版	総合規則（以下、「GR」という）の版番号と管理点と適合基準の版番号を合わせることにした。
2	ASIAGAPの理念 以下 注記： ASIAGAP認証プログラムでは、日本GAP協会が保有する他の認証プログラムの認証取得を、ASIAGAP認証取得の要件として求めることはない。	—	GFSI_ベンチマーク要求事項 Ver.7.2パートII_1.1.2 認証プロセスは、認証する製品やサービスが、そのスキームが所有する規格で認証する構成要素を含むことを義務づけることによって、「自己宣伝」または「自己拡張」してはならない。」に対応した。 農場、認証機関への要求事項ではない為、冒頭部に注記として記述した。
3	全体 認証機関	全体 審査・認証機関	審査をする機関と認証をする機関の2つがあるような誤解や、審査をすれば認証を取れるような誤解があるため、審査のプロセスを経て、認証を行う機関は「認証機関」であるとした。
4	全体 セクター	全体 生産工程カテゴリー	生産工程カテゴリーに該当する用語をベンチマーク要求事項では「セクター」と表現しているため表記を統一した。
5	削除	3.用語の定義(11)農場・団体 農場及び団体を総称する場合に使用する。	2つの用語の羅列とすればよく、あえて定義すると混乱を招くため削除した。

No.	ASIAGAPVer.2.2	旧版（2017改定1版）	改定の趣旨
6	<p>3.用語の定義(21)生産工程 作物の栽培工程、収穫工程及び農産物取扱い工程の一連の作業活動をいう。これらの生産工程は、以下のセクターに分けられる。</p> <p>BI：青果物、茶の栽培工程、収穫工程 BII：穀物の栽培工程、収穫工程 D：青果物、茶、穀物の農産物取扱い工程</p>	<p>3.用語の定義(22)生産工程 作物の栽培工程、収穫工程及び農産物取扱い工程の一連の作業活動をいう。</p>	<p>セクター（旧：生産工程カテゴリー）の定義が無いと指摘があったため、セクターとは何かを具体的に示した。</p>
7	<p>7.2 ASIAGAP認証が求める基準への適合性 (3)（前略） 個別認証・・・「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」 該当する必須項目に100%適合 該当する重要項目に85%以上適合 （中略） 団体認証・・・「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」 該当する項目に100%適合 「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」 該当する必須項目に100%適合 該当する重要項目に85%以上適合</p>	<p>7.2 ASIAGAP認証が求める基準への適合性 (3)（前略） 個別認証・・・「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」 該当する必須項目に100%適合 該当する重要項目に95%以上適合 （中略） 団体認証・・・「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」 該当する項目に100%適合 「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」 該当する必須項目に100%適合 該当する重要項目に95%以上適合</p>	<p>GFSIベンチマーク要求事項パートIIIに対応する管理点と要求事項は、判定時に全て適合していなくてはならないため、「農場用 管理点と適合基準Ver.2.2(パブリックコメント版)では該当する管理点のレベルを重要・努力に関しては、全て必須に変更した。その結果、重要な管理点の数が減ってしまったため、従来のように重要項目95%適合では、重要な管理点の適合を1つも見送ることができなくなるため、85%に変更した。</p>
8	<p>7.3 審査のタイミングと条件 (4)付帯条件 f) 本規則7.3(3)にもとづいて更新審査を繰り返す場合、有効期限の月と日は固定される。有効期限の月と日を変更したい場合には、認証農場・認証団体は、認証機関に有効期限の短縮を申請し、更新審査を前倒して実施することで調整できるが、有効期限の延長は認めない。</p>	<p>7.3 審査のタイミングと条件 (4)付帯条件 f) 本規則7.3(3)にもとづいて更新審査を繰り返す場合、更新認証日の月と日は固定される。更新認証日の月と日を変更したい場合には、認証農場・団体は、審査・認証機関に有効期限の短縮を申請し、更新審査を前倒して実施することで調整できる。有効期限の延長による更新認証日の月と日の変更は認めない。</p>	<p>レター18JGAP 第 160 号 (http://jgap.jp/asiagap/18jgap160.pdf) 及び総合規則7.4(1)と整合するよう整理した。</p>

No.	ASIAGAPVer.2.2	旧版（2017改定1版）	改定の趣旨
9	<p>8.1 審査申込み・契約・日程調整</p> <p>(3) 認証機関は、農場・団体と審査・認証に関する法的に拘束力のある契約を締結する。団体認証の場合、団体事務局が認証機関と契約しなければならない。契約内容についてはISO / IEC 17065によるが、下記を追加する。</p> <p>a) 農場・団体における食品安全に関する重大な不適合、すべての商品回収及び起訴については、確実に認証機関に報告すること</p> <p>b) 上記を認証機関を通じて日本GAP協会へ報告することに対する合意</p> <p>c) 団体認証の適合性への疑念を生じる不適合が見つかった場合、審査の途中でサンプリング農場数を追加することへの合意。</p>	<p>8.1 審査申込み・契約・日程調整</p> <p>(3) 審査・認証機関は、農場・団体と審査・認証に関する法的に拘束力のある契約を締結する。契約内容についてはISO / IEC 17065によるが、下記を追加する。</p> <p>a) 農場・団体における食品安全に関する重大な不適合、すべての商品回収及び起訴については、確実に審査・認証機関に報告すること</p> <p>b) 上記を審査・認証機関を通じて日本GAP協会へ報告することに対する合意</p>	<p>GFSI_ベンチマーク要求事項 Ver.7.2パートIII_section4_「CERTIFICATION OF MULTI-SITE ORGANISATIONS BASED ON SAMPLING」対応項目。</p>
10	<p>8.1 審査申込み・契約・日程調整</p> <p>(5) 認証機関は日本GAP協会に登録された審査員を選定する。選定の際は、本規則11.1.9に留意する。</p> <p>(6) 初回審査の場合、認証機関は審査後（審査から判定までの期間）に、農場・団体名、所在地、代表者名を協会へ連絡する。協会は、認証機関へ当該農場・団体の登録番号を伝える。</p>	<p>8.1 審査申込み・契約・日程調整</p> <p>(5) 審査・認証機関は、審査に先立ち、審査申込書の内容を日本GAP協会へ連絡する。</p> <p>(6) 初回審査の場合、日本GAP協会は、審査・認証機関へ当該農場・団体の登録番号を伝える。</p>	<p>日本GAP協会は、認証農場・団体について管理するため、審査申込書を受付は必要無い。また、審査を受審するか分からない受付時に登録番号を付番することは望ましくないため。ただし、登録番号は認証機関が判定をするまでに必要になるため、審査を終了後、農場・団体名等を協会へ連絡し、登録番号を伝える流れとした。</p>
11	<p>8.2 審査の計画とサンプリング</p> <p>(4)個別認証の場合</p> <p>d) 農産物の安全に重大な影響を及ぼすと考えられる生産工程を外部委託しており、外部委託先がASIAGAPまたは日本GAP協会が別途認める第三者認証を取得していない場合には、原則として審査員は外部委託先に出向いて審査を実施しなければならない。ただし、同じ生産工程を複数の外部委託先に委託している場合には、生産工程内の種類ごとに平方根以上（小数点切り上げ）の訪問場所を選定して審査することができる。</p>	<p>8.2 審査の計画とサンプリング</p> <p>(4)個別審査の場合</p> <p>d) 農産物の安全に重大な影響を及ぼすと考えられる生産工程を外部委託しており、外部委託先がASIAGAPまたは日本GAP協会が別途認める第三者認証を取得していない場合には、原則として審査員は外部委託先に出向いて審査を実施しなければならない。ただし、同じ生産工程を複数の外部委託先に委託している場合には、平方根以上（小数点切り上げ）の訪問場所を選定して審査することができる。</p>	<p>同じ生産工程であっても工程内のプロセスが異なれば同じ母集団としてサンプリングできないことを明確にするために「生産工程内の種類ごとに」を付け加えた。</p>

No.	ASIAGAPVer.2.2	旧版（2017改定1版）	改定の趣旨
12	<p>8.2 審査の計画とサンプリング</p> <p>(5) 団体認証の場合 認証機関は、団体認証を行う場合、その審査をIAF MD1の最新版に定められた原則に適合した運用で行わなければならない。団体認証を希望する団体は、審査申込書において構成農場の審査をサンプリングにより行うことを依頼する。</p> <p>a) 団体事務局の審査 認証機関は、団体事務局の審査を農場・農産物取扱い施設の審査を実施する前に行わなければならない。</p> <p>b) 団体構成農場の審査 認証機関は、団体を構成する農場数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数の農場をサンプリングして毎年、審査する。認証機関は、団体の組織体制、団体事務局と構成農場との役割分担、生産品目、作型、面積、前回までの審査の状況、団体の内部監査結果と各構成農場のリスク評価等を考慮したグルーピングを行い、サンプリングが適切でないグループは全ての農場を、それ以外のグループはサンプリングにより審査対象農場を選定しなければならない。リスク評価等を考慮した結果、リスクが高いと判断された構成農場を年に1回審査を行わなければならない。</p> <p>また、サンプルの少なくとも25%は、全ての構成農場からランダムにサンプリングを行わなければならない。</p> <p>認証機関は、サンプリングされた構成農場について、最初の農場審査実施の7日前以降に団体事務局に通知する（*注記1）（*注記2）。</p> <p>認証機関は、団体認証の適合性への疑念を生じる不適合が見つかった場合、サンプリング数を増やさなければならない。団体認証は、7.2(3)に基づき、認証機関が判定する。ただし、認証機関は、是正終了後に団体構成農場が団体から離脱した場合、その離脱した状態での不適合件数でその認証の取得、一時停止、または取消しの判断をしなければならない。</p>	<p>8.2 審査の計画とサンプリング</p> <p>(5) 団体審査の場合</p> <p>a) 団体事務局及び農場の審査 団体審査の場合、団体事務局と団体に所属する農場数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数の農場をサンプリングして審査する。審査・認証機関は、団体の組織体制、団体事務局と農場との役割分担、生産品目、作型、面積、前回までの審査の状況、団体の内部監査結果と各農場のリスク評価等を考慮したサンプリングにより審査対象農場を特定し、最初の農場審査実施の原則7日前に団体事務局に通知する（*注記1）（*注記2）。</p> <p>なお、穀物の場合は、上記条件に加えて下記の表（*注記3）を満たすサンプル数を審査しなければならない。サンプルの最低でも25%は団体に所属する全農場から無作為に選択しなければならない。</p> <p>（後略）</p>	<p>GFSI_ベンチマーク要求事項 Ver.7.2パートIII_section4_ 「CERTIFICATION OF MULTI-SITE ORGANISATIONS BASED ON SAMPLING」対応項目。</p>

No.	ASIAGAPVer.2.2	旧版（2017改定1版）	改定の趣旨
13	<p>8.3 審査の実施及び是正報告の受付</p> <p>(4) 団体審査の場合には、すべての審査が終了後、審査チームリーダーが団体事務局に対して審査結果を報告する。なお、団体審査の場合で複数の審査員が審査を行う場合、審査チームリーダーは終了会議の前にすべての審査員の検出した不適合を確認し、審査チームとしての報告とする。</p> <p>認証機関は、団体審査の中で検出された不適合について検証し、必要に応じて団体全体に水平展開を行わなければならない。団体事務局は、不適合が団体全体または一部の農場・農産物取扱い施設等に影響する場合、是正処置内容を団体事務局が検証しなければならない。認証機関は、不適合が団体全体または一部の農場・農産物取扱い施設等に影響する場合、団体事務局が検証した内容を含め実施された是正処置を検証しなければならない。</p>	<p>8.3 審査の実施及び是正報告の受付</p> <p>(4) 団体審査の場合には、すべての審査が終了後、審査チームリーダーが団体事務局に対して審査結果を報告する。なお、団体審査の場合で複数の審査員が審査を行う場合、審査チームリーダーは終了会議の前にすべての審査員の検出した不適合を検証し、審査チームとしての報告とする。</p>	<p>GFSI_ベンチマーク要求事項 Ver.7.2パートIII_section4_ 「CERTIFICATION OF MULTI-SITE ORGANISATIONS BASED ON SAMPLING」 対応項目。</p>
14	<p>11.1.2 上級審査員の登録要件</p> <p>(2) 各セクター2件以上合計15件以上の農場の審査実績及び団体事務局の審査2件以上を上級審査員または日本GAP協会が上級審査員と同等と認めた者が立会評価し、良好と認められた記録の保持</p>	<p>11.1.2 上級審査員の登録要件</p> <p>(2) 審査範囲（スコープ）毎に農場の審査5件以上（*注記）及び上級審査員または日本GAP協会が上級審査員と同等と認めた者の立会いのもとで行われた団体事務局の審査2件以上の実施記録</p> <p>*注記：審査範囲の拡大をする場合、認証範囲毎に5件の審査を実施しなければならない。</p>	<p>ベンチマーク要求事項と整合するように記述を整理した。</p>
15	<p>11.1.3 審査員の登録要件</p> <p>(2) GFSI審査員試験 合格</p>	-	<p>GFSI_ベンチマーク要求事項 Ver.7.2パートII_「2.4. 審査員力量プロセス要求事項」に対応した。</p>

No.	ASIAGAPVer.2.2	旧版（2017改定1版）	改定の趣旨
16	<p>11.1.3 審査員の登録要件</p> <p>(3)登録申請するセクターの個別認証または団体認証における農場の5件以上の審査かつ審査日数10日以上を審査員または上級審査員が立会評価し、良好と認められた記録の保持</p>	<p>11.1.3 審査員の登録要件</p> <p>(2) 審査員または上級審査員の立会いのもとで行われた個別審査または団体審査における農場の審査範囲毎に5件以上の審査（*注記）かつ審査日数10日以上の実施記録</p> <p>*注記：審査範囲の拡大をする場合、認証範囲毎に下記の審査を実施しなければならない。</p> <p>BI（青果物）：農場の審査1件</p> <p>BI（茶）：農場の審査1件</p> <p>BII（穀物）：農場の審査1件</p> <p>D（青果物）：農場の審査1件</p> <p>D（穀物）：農場の審査2件</p> <p>D（茶）：農場の審査2件</p>	<p>ベンチマーク要求事項Ver.7.2と整合するように記述を整理した。</p>

No.	ASIAGAPVer.2.2	旧版（2017改定1版）	改定の趣旨
17	<p>11.1.7 上級審査員、審査員、審査員補の登録セクターの拡大</p> <p>(1) 上級審査員、審査員が新たに登録セクターを拡大するためには、「審査員経歴基準」（付属書1）への適合を前提に、認証機関内の教育・訓練プログラムを受け、指導者（該当するセクター登録済みでかつ被教育者と同等以上の審査員資格所有者であること）による審査の立会評価審査を最低1回は受けて良好な評価を受けたことを証明できる記録を日本GAP協会に提出する。</p> <p>(2) 審査員補が新たに登録セクターを拡大するためには、「審査員経歴基準」（付属書1）を満たしていることを認証機関が確認し、確認した記録を日本GAP協会に提出する。</p>	<p>11.1.7 上級審査員、審査員、審査員補の「生産工程カテゴリー」の審査範囲拡大</p> <p>(1) 上級審査員、審査員が新たに「生産工程カテゴリー」の審査範囲を拡大するためには、「審査員経歴基準」（付属書1）への適合を前提に、審査・認証機関内の教育・訓練プログラムを受け、指導者（当該カテゴリー登録済みでかつ被教育者と同等以上の審査員資格所有者であること）による立会審査を最低1回は受けて良好な評価を受けたことを証明できる記録を日本GAP協会に提出する。</p> <p>(2) 審査員補が新たに「生産工程カテゴリー」の審査範囲を拡大するためには、「審査員経歴基準」（付属書1）を満たしていることを審査・認証機関が確認し、確認した記録を日本GAP協会に提出する。</p>	<p>ベンチマーク要求事項Ver.7.2と整合するように記述を整理した。</p>
18	削除	<p>13.3.2 認証機関の義務</p> <p>d) 財政支援と顧客に対して請求される手数料の徴収手段の詳細</p>	<p>ベンチマーク要求事項に規程が無いため削除した。</p>
19	<p>付属書1：審査員経歴基準</p> <p>GRを参照</p>	<p>付属書1：審査員経歴基準</p>	<p>ベンチマーク要求事項Ver.7.2と整合するように記述を整理した。</p>
20	<p>付属書3：認証書（ひな形）</p> <p>GRを参照</p>	—	<p>本文の変更に対応した。</p>
21	<p>付属書4：審査のタイミング</p> <p>GRを参照</p>	—	<p>レター18JGAP 第207号 （http://jgap.jp/asiagap/18jgap207.pdf）を追加した。</p>